

## 第 78 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 26 年 8 月 5 日 (火) 14:00 ~ 14:23

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

## 4 議 事

- (1) 諒問第 69 号「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」
- (2) 統計委員会専門委員の発令等について
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 統計委員会部会設置内規の改正について
- (5) その他

## 4 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第78回「統計委員会」を開催いたします。

本日は、黒澤委員、津谷委員が御欠席です。

また、オブザーバーとして出席いただいております各府省におかれましては、人事異動に伴い、御出席いただく方に変更がありましたので、一言御挨拶いただければと思います。

総務省、井波統計局長、お願ひいたします。

○井波総務省統計局長 7月22日付で総務省統計局長を拝命しました井波と申します。

どうかよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 経済産業省土本大臣官房調査統計審議官、お願ひいたします。

○土本経済産業省大臣官房調査統計審議官 7月22日に異動になり参りました土本です。

どうぞよろしくお願ひします。

○西村委員長 続いて、事務局に人事異動がありましたので、併せて御挨拶をお願いします。

内閣府大臣官房統計委員会担当室佐藤参事官、お願ひいたします。

○佐藤参事官 佐藤です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 総務省、田家政策統括官（統計基準担当）、お願ひいたします。

○田家総務省政策統括官（統計基準担当） 田家です。どうぞよろしくお願ひします。

○西村委員長 同じく小森統計企画管理官、お願ひいたします。

○小森統計企画管理官 小森です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日、用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○伊藤室長 では、お手元の資料について、議事の内容とあわせて確認いたします。

本日は、諮問を1つと部会の審議状況報告を1つ予定しております。

資料1で鉄道車両等生産動態統計調査の変更についての諮問がなされます。

資料2は、諮問に伴って任命される統計委員会専門委員の名簿、資料3はそれらの専門委員の部会への配属を示すものです。

次に、資料4で6月16日に諮問されました国勢調査の審議状況について御報告いただきます。

最後に、資料5で統計委員会部会設置内規の改正案について説明する予定です。

私からは以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。諮問第69号「鉄道車両等生産動態統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 総務省政策統括官から説明いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

国土交通省所管の鉄道車両等生産動態統計調査の変更についてです。

事務局からは、調査の概要、主な変更点及び審議すべき重点事項の3点につきまして、簡潔に説明いたします。

クリップを外していただきまして、資料1の最後に付けております資料1の参考、諮問の概要を御覧願います。

少しページが飛びますが、5ページの「鉄道車両等生産動態統計調査の概要（現行）」を御覧願います。

調査の目的ですが、本調査は鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置、これはリフトとかロープウェイなどを指しますが、このようなものの生産の実態を明らかにし、鉄道車両工業関連施策の基礎資料を得ることでして、昭和29年から実施されております歴史の長い統計調査です。

次に「調査の概要」についてです。本調査は、鉄道車両生産（新造）調査票など、4種類の調査票から構成されております。

このうち、鉄道車両生産（新造）調査票による調査は、月次調査として、それ以外の調査票による調査は四半期調査として実施されております。それぞれ常時10人以上の従業員を使用する全ての事業所を対象としており、全体では94事業所が対象となっております。

ただし、※印のところですが、例えば、JRが所有しているメンテナンス工場、事業所などは、調査対象外となっております。そして本調査は国土交通省が郵送又はオンラインにより、直轄で実施しているものです。

それから、中ほどの「結果の公表」についてです。各調査から把握しました受注とかあるいは生産等の車両数や数量、それから金額などの結果につきましては、月報、四半期報、それから年報としてそれぞれ公表されています。

それから、「結果の利活用」についてですが、この調査結果につきましては、国民経済計算、産業連関表等を作成するための基礎資料や鉄道業界、メーカーの現状及び動向を把握するための基礎調査など、多方面に活用されております。

なお、7ページを御覧願います。ここではその利活用の状況につきまして、少し詳細に整理したものを添付しております。

それから、左側の方の6ページを御覧願います。

上段の枠書きでは、今回の変更の背景につきまして、それから下段の枠書きでは、それに対応し、今回、どのような変更が予定されているかについて整理しております。

上段の枠書きの1つ目の丸です。本調査の平成20年の前回答申におきまして、検討が求められている事項があります。

1つ目は、調査対象事業所の把握を従前に行う観点から現行の地方運輸局のヒアリング等により把握方法の妥当性について検討することです。

2つ目は、調査対象を常時10人以上の従業員を使用する事業所としていることの妥当性について検討することです。

このことに対応しまして、下段の枠書きのまず1つ目の丸ですが、国土交通省では、検討結果を踏まえまして、従来の地方運輸局のヒアリング等に基づく事業所情報に加えまして、平成24年2月に実施されました経済センサス-活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用しまして、調査対象事業所に係る母集団名簿情報の整備を図り、調査対象事業所を選定することを計画しております。

次に、2つ目の丸です。調査対象事業所について各調査とも現行10人以上の従業員を使用する事業所を対象としておりますが、これを鉄道車両等を製造する各業態の実態に即しまして、全ての事業所、従業員30人以上又は従業員50人以上を使用する事業所に変更することを計画しております。

次に、上段の枠書きの2つ目の丸です。第Ⅰ期基本計画におきましては、産業連関表の諸課題において、公的部門の分類格付の見直しへの対応が求められております。

また、第Ⅱ期基本計画におきましては、国民経済計算や産業連関表の推計の基礎となる1次統計の整備等が求められております。

このようなことに対応した計画につきましては、下段の枠書きの3つ目の丸で整理していますが、具体的には、2ページにお戻りいただきまして、（3）の「調査事項」のところの図2及び図3を御覧願います。

調査票におきましては、鉄道車両等の需要先が「JR」又は「民需」、納入先が「JR」又は「民鉄等」である場合、公的部門として格付けされた需要先または納入先の実態を把握するため、新たに「公的機関」の区分のチェック欄を設けた形での変更を計画しております。

右側の3ページの説明のところの6行目の後半のところですが、JR東日本など、完全民営化された3社を除くJR北海道などのJR各社と東京メトロの活動が公的活動として格付けされましたので、これらのところでは、報告の際に、「公的機関」の区分にチェックしていただくこととなりまして、鉄道車両等のより正確な産出構造を把握することとしております。

それから、その下の3の「審議すべき重点事項」のところです。ここでは御審議をお願いしたい事項について整理しております。

4点あります。説明内容が重複しまして大変恐縮ですが、1点目の（1）の「調査対象の選定方法の変更について」では、経済センサスー活動調査の結果に基づく産業分類情報を利用した調査対象の選定方法が前回答申で指摘されたことに対応したものになっているかについて、御審議いただきたいと考えております。

4ページを御覧願います。2点目の（2）の「調査対象の範囲の変更について」では、鉄道車両等を製造する各業態の実態に即しまして、調査対象事業所を全ての事業所、常時30人以上又は常時50人以上の従業員を使用する事業者に変更することが前回答申で指摘されたことに対応したものとなっているかについて、御審議いただきたいと考えております。

それから、3点目の（3）の「調査事項の変更について」では、先ほど御覧いただいたとおり、新たに「公的機関」の区分を設けることとしておりますが、公的部門の分類の格付けの見直し方針に適切に踏まえたものとなっているかといったことについて、御審議いただきたいと考えております。

そして、最後の4点目は（4）の「前回答申における『今後の課題』への対応状況について」です。

新造の鉄道車両につきましては、受注から生産までおおむね10か月から2か年といった長期間を要しますが、その生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要ではないかとしまして、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否などについて、検討することが指摘されております。

具体的には、現在、鉄道車両の製造は生産に長期間を要する中、例えば、車両1編成が10両であれば、10両全てが完成した段階で、初めて生産額及び生産車両数として捉えておりますが、その生産活動の進捗状況を把握するため、仕掛品在庫等の把握可能性などについて検討することが求められております。

これらに対する国土交通省における対応状況の適否等について御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。本件は、産業統計部会に付託し、詳細について同部会で御審議いただくこととしたいと思います。

ここで特段の御質問、御意見はありますか。

では、本件につきましては、産業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告をいただくということにしたいと思います。

それでは、西郷部会長、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。今回、諮問された鉄道車両等生産動態統計調査の審議に参加していただくため、資料2にあるとおり、3名の専門委員を本日、8月5日付けで任命していただきました。

結果、部会に所属すべき専門委員については、資料3のとおりといたしますので、よろしくお願ひいたします。これは報告事項です。

次に、人口・社会統計部会に付託されている国勢調査の変更の審議につきまして、白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、人口・社会統計部会における国勢調査の変更に係る審議状況について報告いたします。

お手元にあります資料4の「人口・社会統計部会の審議状況について（報告）」を御覧ください。

1ページが第3回目の審議結果のポイントをまとめたもので、2ページが部会の審議経過及び今後の予定です。

また、第2回目の第55回部会の結果概要については、参考4としてお配りしておりますが、第2回目の部会の結果については、前回の第77回統計委員会で報告しておりますので、省略いたします。

では、資料の1ページを御覧願います。

「1 部会の開催状況等」についてですが、国勢調査の変更に関する部会審議は、おお

むね4回を予定しております、これまで3回開催いたしました。

今回の資料では、7月25日に開催いたしました第3回目の部会の審議の状況についてまとめました。

まず、1点目は「(1)前回調査に係る統計委員会答申における『今後の課題』及び『公的統計の整備に関する基本的な計画』における指摘事項への対応状況について」です。

前回調査に係る統計委員会答申の「今後の課題」等では、①前回平成22年国勢調査の実施状況等を踏まえた調査事項、調査方法等の改善の検討、②調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討、③調査結果の一層の公表時期の早期化が指摘されており、これらの対応状況等について審議を行いました。この結果、①前回平成22年国勢調査の実施状況等を踏まえた調査事項、調査方法等の改善の検討及び③調査結果の一層の公表時期の早期化については、所要の検討が行われ、その結果に基づき、第1回目及び第2回目の部会において審議した変更事項等に十分反映されていることが確認されました。

また、②調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討につきましても、総務省統計局により試験調査において、「4名連記式」及び「3名連記式」の両様式で調査が実施され、これらの記入状況の比較の結果、大きな差が認められなかつたことから、引き続き調査票様式を「4名連記式」とすることが適当との結論が得られています。

こうしたことから、総務省統計局の対応は、前回調査に係る統計委員会の答申の今後の課題等に沿って、十分な対応が取られているものと判断されるため、部会として適当といたしました。

次は「(2)次回部会について」です。

以上、3回の部会で変更事項等に係る所要の審議を終えることができたことから、次回部会において答申案を審議することといたしました。

この答申案の作成に当たり、今後の課題として整理する必要がある事項についての審議を行い、今回申請の平成27年の調査に係る計画の変更は、オンライン調査の全国展開をはじめとした調査方法の変更や集計作業の効率化に伴う調査結果の公表時期の早期化等、一つ一つの変更が大きなものである。このため、次の平成32年調査は、調査方法、調査事項等に関する今回の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変更に基づく検討等を行い、その結果に適切に反映したものとする必要があるとの意見がありました。このような意見を踏まえ、答申案を作成し、次回の部会において答申案の審議を行っていく予定です。

以上が国勢調査の変更に係る第3回目の人口・社会統計部会の審議結果の概要です。

最後に、今後の予定についてですが、第4回目の部会は、9月19日に開催を予定しております。第4回目の部会では、答申案の審議等を予定しております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございました。

ただ今の御報告について、御質問、御意見等はありますか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

今後の統計委員会の運営につきまして、私から提案したいことがあります。

統計委員会では、個々の基幹統計調査等に係る諮問については、部会に担当を割り振り、審議を付託しております。

しかし、専門分野が広範に渡るような諮問の場合は、複数の部会を一緒にして合同部会による審議をした方が、効率的に十分な審議を尽くすことが可能になると考えております。

このため、委員長が複数の部会において合同で審議することが効果的かつ効率的と認める場合には、各部会長と相談の上、合同部会によって審議することが可能になるようにしてはどうかと思っております。

また、各基幹統計調査の諮問時期によっては、特定の部会での審議が一時期に集中するということがあります。

そうした状況となった場合、担当する統計の分野が比較的近いサービス統計・企業統計部会と産業統計部会との間において、委員長及び部会長の協議により、他方の部会に審議を付託することが可能となるようにしてはどうかと考えました。

以上のことが可能になるように「統計委員会部会設置内規」の改正案を事務局に整理してもらいましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○伊藤室長 資料5を御覧ください。

「統計委員会部会設置内規（改正案）」ですが、赤字の部分が改正案として、今回、加筆した部分です。

最初の表の上ですが「なお、委員長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる」。

それから、その表の下に「（注）」を書き加えています。

「ただし、委員長は、部会の審議状況等に応じて、産業統計部会及びサービス統計・企業統計部会との間で審議を付託する部会を変更することができる」。この2点を足しております。

○西村委員長 ただ今の私からの提案及びそのための「統計委員会部会設置内規」の変更案につきまして、御質問等はありますか。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本日以降、この方針に沿った委員会運営を行いますのでよろしくお願いいいたします。

最後に報告したいことがあります。

6月の統計委員会で、総務省の松本大臣政務官から、商業動態統計調査の答申について、国民に理解しやすい形で公表すべきという発言があったことを受けまして、総務省政策統括官室、それから経済産業省に御協力いただきまして、この度、答申の概要を作成し、内

閣府の統計委員会のホームページに掲載いたしましたので、御覧願います。

かなり斬新かどうか少し問題があるかもしれません、以前とは感じの変わった国民目線の内容で分かるようなものとしたつもりでありますので、御覧願います。

それでは、本日の議題は以上です。

最後に、次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤室長 次回の委員会は、9月10日水曜日の13時40分から本日と同様にこの会議室で開催することといたします。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第78回統計委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

○伊藤室長 なお、この後、5分ほど空けまして、本会議室にて基本計画部会を開催いたします。

引き続き御出席いただきますよう、お願いいいたします。